

配信日時	2026/1/9 15:01:02	送信ID	15934
配信者	川崎市		
対象サービス	共同生活援助(介護サービス包括型)、共同生活援助(外部サービス利用型)、共同生活援助(日中サービス支援型)		
対象地域	川崎区、幸区、中原区、高津区、宮前区、多摩区、麻生区		

件名	【川崎市からのお知らせ】「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」の作成並びに指定共同生活援助事業所に係る新規指定及び運営状況の把握・指導の際の留意事項について(周知)
本文	<p>市内 各事業所、施設 管理者様</p> <p>日頃から本市障害福祉行政に御尽力賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、厚生労働省より、「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」の作成並びに指定共同生活援助事業所に係る新規指定及び運営状況の把握・指導の際の留意事項について通知がありましたので周知いたします。</p> <p>今回掲載した内容の詳細については、下記のとおり、障害福祉情報サービスかながわホームページを御確認ください。</p> <p>【障害福祉情報サービスかながわ ホームページ】 (掲載先) →書式ライブラリ →3. 川崎市からのお知らせ →1. 川崎市からのお知らせ →2026/3/9 更新:「共同生活援助における運営や支援に関するガイドライン」の作成並びに指定共同生活援助事業所に係る新規指定及び運営状況の把握・指導の際の留意事項について(周知) (掲載URL) https://shougai.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=3&id=10 (発信元) 川崎市健康福祉局障害保健福祉部障害者施設指導課 事業者指導担当・指定担当 TEL:044-200-0082(指導担当) 044-200-2927(指定担当) FAX:044-200-3932 メール:40sidou@city.kawasaki.jp</p>